



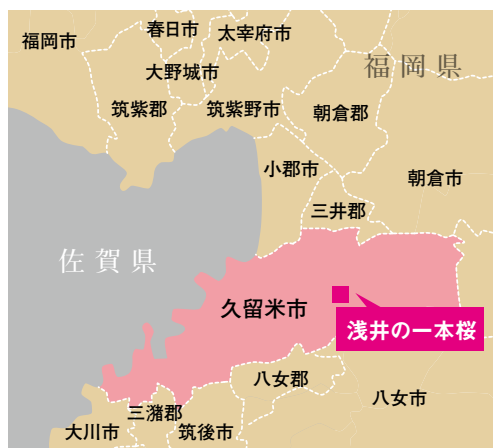
かいほう

麗しい水環境の創造へ

財団法人 福岡県浄化槽協会



目次



会長あいさつ 1

事業報告

平成22年度第2回理事会の開催 2

平成22年度補正予算 3

平成23年度事業計画 4

平成23年度予算 8

新公益法人制度改革における移行後の法人の選択について 9

4月1日から事務局の組織が変わります 9

クロスチェック委員会の開催 10

指定採水員指定講習会の開催 11

福岡県浄化槽推進協議会筑豊ブロック会議に講師派遣 11

自然地域トイレし尿処理技術実証試験に伴う試料採取を実施 11

官庁情報

浄化槽設備士試験及び浄化槽設備士講習にかかる新たな
実施機関の指定について 12

浄化槽法施行令の一部を改正する政令案について 12

お知らせ

住宅着工戸数について 13

福岡県の水洗化人口について 14

平成23年度浄化槽関係試験・講習日程表 16

新規入会員の紹介 16

その他

測定項目機器のご紹介(3) 17

浄化槽Q&A 18

法定検査の不適正事例 18

人事異動のお知らせ 19

第15回アジアカップひろしま国際ソフトテニス大会に奥村君出場! 19

ふるさと百景 20

編集後記 20

表紙の写真について

久留米市山本町にある「浅井の一本桜」です。
この一本桜(ヤマザクラ)は、樹齢100年ともいわれる堂々たる一本桜です。
開花は、通常のソメイヨシノより1週間程度遅く、ソメイヨシノが殆ど散った頃に満開となります。
また、夜にはライトアップされており、池の水面に写し出される「逆さ桜」は息をのむほどの美しさです。



会長あいさつ

財団法人福岡県浄化槽協会
会長 三浦 正吏



協会機関誌「かいほう」2011年春号をお届けします。

このたびの東日本大震災により被害を受けられた多くの皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

また、お亡くなりになられた方々のご冥福と安否不明の皆様のご無事を心からお祈り申し上げますと共に1日も早い復興をご祈念申し上げます。

さて、本年3月15日に開催された理事会において承認を頂きました平成23年度の事業計画についてご紹介致します。

これまで継続してきました浄化槽設置基数把握事業は、その総括を行うこととし、この事業で把握できた法定検査未受検者への受検啓発を、行政と連携してスタートさせます。併せて、整備された浄化槽管理者台帳の情報更新を継続的に管理できるシステムの検討・作成を行う協議会を立ち上げることであります。

法定検査関係では、外観検査で「不適正」と判定された浄化槽の指摘箇所の改善が実施されているか否かを確認するために、当該浄化槽に対して、翌水質検査年に検査員による外観検査等を行うことにより、福岡方式の信頼性を担保できるようにモデル的な取組みを行う「フォロー検査制度」の創設を行います。

また、7条検査及び11条検査の適期実施をより一層進めるため、更には、協会が発行している複数の請求書を統一することで各事業所の振込事務の軽減化に役立つようにコンピュータシステムの見直しを行います。

法人制度改革への対応では、コンサルタントからの現状分析報告書及び現在の財政状況を総合的に検討した結果、「一旦公益法人の認定を受けると、その後、認定基準に合致しなくなった場合、法人を清算しなければならない」という危険性があることから、現時点では、これまでの協会の公益的活動は更に発展させながら、非営利型の一般法人を目指して作業を進めてまいります。

本年度も協会理念の達成に向けて、関係各位のご理解とご協力を得ながら各事業の推進を行っていく所存でございますので、引き続き皆様方のご支援をお願い申し上げます。

事業報告 平成22年度第2回理事会の開催

平成23年3月15日(火)に平成22年度第2回理事会を開催しました。

三浦会長を議長として議事に入り、出席20名で寄付行為第25条に定める定足数を満たし、本理事会は成立しました。

平成22年度補正予算、平成23年度事業計画、平成23年度予算などの議案は、全て全会一致で承認されました。

第1号議案 平成22年度補正予算(案)について

第2号議案 平成23年度事業計画(案)について

第3号議案 平成23年度予算(案)について

第4号議案 減価償却引当資産の取崩しについて

第5号議案 新公益法人制度改革における移行後の法人の選択について

第6号議案 財団法人福岡県浄化槽協会の組織等に関する規則の一部改正について

第7号議案 東北地方太平洋沖地震の義援金について



三浦会長の挨拶



来賓挨拶 福岡県廃棄物対策課 古賀課長

平成22年度補正予算

赤字は補正後の予算額、()内は補正前の予算額

(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

単位:円

科 目	浄化槽普及啓発・検査事業	計量証明事業	資格講習受託・用紙等販売事業	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
1 基本財産運用益	0	0	0	1,294,469 (676,000)	1,294,469 (676,000)
2 特定資産運用益	0	0	0	1,184,856 (1,178,000)	1,184,856 (1,178,000)
3 受取入会金	70,000	0	0	70,000	140,000
4 会費収入	1,450,000	0	0	1,450,000	2,900,000
5 事業収益	618,050,000	132,800,000	11,116,000	0	761,966,000
6 受取補助金等	1,550,000 (1,250,000)	1,250,000	0	0	2,800,000 (2,500,000)
7 雑収益	0	0	0	150,000	150,000
経常収益計	621,120,000 (620,820,000)	134,050,000	11,116,000	4,149,325 (3,524,000)	770,435,325 (769,510,000)
(2) 経常費用					
事業費・管理費					
1 役員報酬	6,485,000	951,000	172,000	7,302,000	14,910,000
2 給料手当	229,353,000	27,768,000	3,471,000	6,408,000	267,000,000
3 臨時雇賃金	2,604,000	496,000	0	—	3,100,000
4 退職給付費用	9,550,000 (4,295,000)	1,140,000 (520,000)	150,000 (65,000)	260,000 (120,000)	11,100,000 (5,000,000)
5 福利厚生費	45,513,000	5,414,000	674,000	1,574,000	53,175,000
6 会議費	—	—	—	900,000	900,000
7 旅費交通費	20,076,000	1,396,000	226,000	1,181,000	22,879,000
8 通信運搬費	14,196,000	1,289,000	215,000	108,000	15,808,000
9 減価償却費	33,682,000	8,421,000	8,000	380,000	42,491,000
10 消耗什器備品費	2,658,000	93,000	2,000	176,000	2,929,000
11 消耗品費	9,673,000	939,000	1,497,000	92,000	12,201,000
12 修繕費	2,627,000	276,000	2,000	69,000	2,974,000
13 印刷製本費	6,981,000	676,000	302,000	353,000	8,312,000
14 燃料費	3,249,000	12,000	2,000	3,000	3,266,000
15 水道光熱費	6,511,000	1,018,000	47,000	86,000	7,662,000
16 賃借料	8,649,000	745,000	2,833,000	581,000	12,808,000
17 保険料	1,135,000	122,000	1,000	15,000	1,273,000
18 諸謝金	2,809,000	341,000	43,000	79,000	3,272,000
19 租税公課	8,008,000	5,711,000	45,000	928,000	14,692,000
20 支払負担金	9,241,000	271,000	15,000	539,000	10,066,000
21 支払寄付金	0	0	0	20,000	20,000
22 委託費	98,279,000	42,283,000	21,000	185,000	140,768,000
23 検査啓発推進費	94,000,000	8,000,000	0	0	102,000,000
24 渉外費	32,000	0	64,000	726,000	822,000
25 講習会諸費	0	0	306,000	0	306,000
26 支払手数料	1,180,000	338,000	0	50,000	1,568,000
27 雑費	0	0	0	100,000	100,000
経常費用計	616,491,000 (611,236,000)	107,700,000 (107,080,000)	10,096,000 (10,011,000)	22,115,000 (21,975,000)	756,402,000 (750,302,000)
当期経常増減額	4,629,000 (9,584,000)	26,350,000 (26,970,000)	1,020,000 (1,105,000)	△ 17,965,675 (△ 18,451,000)	14,033,325 (19,208,000)
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					0
(2) 経常外費用					0
当期経常外増減額					0
他会計振替額	△ 16,807,400 (△ 16,701,000)	△ 4,201,850 (△ 4,175,250)		21,009,250 (20,876,250)	0 0
当期一般正味財産増減額	△ 12,178,400 (△ 7,117,000)	22,148,150 (22,794,750)	1,020,000 (1,105,000)	3,043,575 (2,425,250)	14,033,325 (19,208,000)
一般正味財産期首残高					1,331,015,645 (1,303,161,240)
一般正味財産期末残高					1,345,048,970 (1,322,369,240)
II 指定正味財産増減の部					
指定正味財産期首残高					0
指定正味財産期末残高					0
III 正味財産期末残高					1,345,048,970 (1,322,369,240)

平成23年度事業計画

1 浄化槽普及啓発・検査事業

行政及び業界と連携し、浄化槽の普及啓発を推進するとともに、浄化槽法に規定する法定検査の実施向上に努める。

(1) 浄化槽普及促進事業

浄化槽の普及を促進するために、浄化槽の優位性を広くアピールする他、浄化槽関係者への情報提供や維持管理・検査制度の周知を推進する。

① 専門技術講習会の開催(講習会の充実)

現在、普及している浄化槽は、製造メーカーや機種毎に独自の構造を持つものに多様化しており、これに見合う維持管理技術等が求められている。

浄化槽の適正な施工や維持管理技術を推進するために、浄化槽関係従事者を対象とした研修会・セミナーを開催する。

② 環境フェア・出前講座の開催

環境フェアや出前講座を通じて、浄化槽が下水道と比較して遜色のない生活排水処理施設であることを地域住民に積極的にアピールする。

③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進

より一層の公共用水域の水質保全を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が推進されるよう啓発資料の作成・配付を行う。

④ 浄化槽普及啓発資料の充実

浄化槽の正しい知識の普及促進を図るために、新設浄化槽の設置者に対し法定検査や維持管理制度に関する啓発資料の送付事業を引き続き行う。

⑤ シンポジウム・研修会の開催

住民、行政、議会及び浄化槽関係者を対象に、浄化槽の優位性を啓発するシンポジウム等の開催について検討する。

⑥ 河川水質調査の実施

浄化槽の普及による水環境の水質保全効果を確認するため、河川の水質調査を実施する。

⑦ 浄化槽機能保証制度の推進

この制度は、浄化槽の信頼性確保のために重要な役割を担っているため、引き続き事業の推進に努める。

⑧ 浄化槽市町村整備推進事業等への協力

浄化槽市町村整備推進事業の推進に関する必要な協力の他、市町村が策定する汚水処理施設整備構想の見直しや生活排水処理基本計画の策定に係る協力を行う。

(2) 法定検査事業

浄化槽法第7条及び第11条に定める水質検査は、浄化槽がその所期の機能を発揮していることを判定する重要な業務であり、この事業を積極的に推進することで健全な水環境の向上に努めていく。

特に第11条検査は、全国平均ではその実施率が27.2%(平成20年度)と依然として低率であるが、本県においては、福岡方式の導入により実施率が全国平均を大きく上回る成果を得ている(平成20年度59.5%)。

表1 平成23年度の年間目標件数 (件/年)

区 分	目 標 件 数
7 条 検 査	3,610
1 1 条 検 査	96,800
計 量 証 明 事 業	16,700
小 計	117,110

① 第7条検査

第7条検査については、行政の指導及び業界の理解により、ほぼ100%の受検率を維持している。

平成23年度の目標件数は、浄化槽新設基数の減少を考慮し表1のとおりとする。

② 第11条検査

第11条検査は、行政の指導及び業界の理解により受検推進が図られており、引き続き受検啓発を推進していく。

平成23年度の目標件数は、表1のとおりとする。

③ クロスチェック委員会

本委員会は、福岡方式の根幹に係わる制度として外部の審査を受ける重要な委員会であるため、今後も同委員会の指示等に対し、適切かつ速やかに検討し、その結果等は関係者に周知するなどして、法定検査の信頼性を確保する。

④ 指定採水員指定講習会

11条検査の適正な実施を推進するために指定採水員を指定する講習会を毎年、開催するとともに、講習内容の充実を図る。

⑤ 調査研究

法定検査等の結果から浄化槽の機能の評価や地域の環境などについて、調査研究する。

⑥ (新規) 筑後検査センターの増築計画の検討

筑後検査センターは、同センターの管轄区域における法定検査基数の増加にともない、年間最大5万件的検査能力を想定して、平成17年12月に現在の久留米市宮ノ陣ビジネスパーク内に移設した。

その後、年々増加する検査基数に対し効率的に検査を実施するために、検査センター間の管轄区域の変更による検査の集約をした他、BOD等の自動分析装置の導入などにより省力化を推進してきたところである。

しなしながら、これら自動分析装置とその付属設備が建設時の想定よりも広い面積を占める上、検査用採水ビンの増加に伴い検査室が手狭となっていることから、将来の検査増に対応する能力を確保するために検査センターの増築を調査・検討するものである。

平成23年度事業計画

⑦ (新規)不適正と判定された浄化槽の対応に関する検討

11条検査で不適正と判定された浄化槽については、速やかに不適正の原因となった問題が改善される必要があることから、これら浄化槽の対応として、浄化槽検査員が現地に出向いて、不適正となった問題の改善の有無を確認する制度の導入を検討してきたところである。

今年度は、福岡県廃棄物対策課および関係会員と協議しながら地域を限定して、この制度の試行を行う。

⑧ (新規)法定検査システムの見直し

法定検査の事務処理については、平成7年にコンピューターを導入し、平成18年には浄化槽検査員各自がコンピューターに検査結果を入力するシステムに変更するなどして、これまで省力化を推進してきたところである。

今回、浄化槽法の改正による7条検査の検査実施期間の見直しや11条検査の適期実施に適切に対応するために、現行のコンピューターシステムの改善を行う。

(3) 浄化槽情報ネットワーク化事業

① 浄化槽設置基数把握事業

県域内の浄化槽台帳にある設置情報を全て電子データ化し、法定検査の受検歴や市町村から提供された下水道接続情報との照合を実施するなどして、その使用実態の把握に関する一定の成果が得られたところである。

今後は、浄化槽の使用実態が明らかでない浄化槽管理者に対し、ダイレクトメールを送付するなどして、使用実態の情報の精査を行い、その情報をもとに無管理・未受検等が判明した設置者に対しては、行政と連携しながら、一部地域において試行的に維持管理と法定検査の実施についての啓発を行う。

② 浄化槽情報ネットワーク化事業

浄化槽設置基数把握事業によって精査された浄化槽情報を基に、届出から廃止までの行政事務情報と指定検査機関の検査情報を一元管理し、相互活用を可能とする情報ネットワークの構築に向けて、関係機関との協議会等を設置し検討する。

(4) 関係機関との協調協力

① 福岡県等

福岡県、福岡市及び久留米市の浄化槽担当部署と緊密な連携を維持し、浄化槽行政の推進に積極的に協力する。

② (社)全国浄化槽団体連合会等

(社)全国浄化槽団体連合会及び同九州支部、九州地区指定検査機関協議会並びに福環連等の関係団体との密接な連携と協力関係を強化する。

③ 福岡県浄化槽推進協議会

この協議会は、各市町村が行う浄化槽の普及促進を積極的に指導しており、賛助会員として今後ともこの協議会の活動に積極的に協力する。

2 計量証明事業

計量法に基づく計量証明事業所としてBOD等の検査を通じて公共用水域の水質保全に努める。
また、計量の信頼性と精度の維持・向上を図るため外部精度管理へ参加する。
平成23年度の目標件数は、表1のとおりとする。

3 講習会受託・用紙等販売事業

(1) 浄化槽関係講習会事務の受託

(財)日本環境整備教育センター等が主催する講習会等について、その開催情報等を速やかに伝達するとともに、事務代行機関として、各種資格取得講習会等、技術研修事業の受付・業務運営を円滑に行う。

(2) 浄化槽関係印刷物の頒布事業

各種届出用紙及び印刷物は、各センター等に配置するなど関係者の利用の向上に努める。

4 法人事業等

(1) 公益法人制度改革に関する対応

新法人移行に向け福岡県及びコンサルタント会社と必要な協議を行いながら、作業を進める。

(2) 表彰の推進

協会会長表彰、福岡県知事表彰、全浄連表彰、環境大臣表彰等の推薦を積極的に推進する。

(3) 部会活動の推進

各部会の活動を通じて浄化槽の普及に向けた諸問題について、積極的に取り組む。

(4) 広報活動の強化

協会会報を年4回発行し情報の伝達媒体として活用しているが、その内容の充実を図るとともに、ホームページやFAX等も活用し、積極的に情報を提供する。

(5) 職員研修の強化

技術系セミナー等の受講や内部研修を計画的に実施することで、職員の技術力および資質向上を図る。

(6) エコアクションの推進

環境保全を推進する法人であることから、二酸化炭素の放出抑制を図る取り組みを行う。

(7) (新規)会計処理システムの見直し

平成元年に水質検査部門にコンピューターシステムを導入して以後、順次、コンピューターシステムの導入を進めてきた結果、各検査センターから水質検査年の請求書を発送し、事務局からは外観検査年や年会費等の請求書を個別に発送している状況が続いている。

そのため、既存のオフコンソフトを改良(開発)して、複雑な会計処理を単純化するとともに、請求書毎に振り込んでいる各事業所の振込事務と協会事務の軽減を図るもの。

平成23年度予算

(平成23年4月1日から平成24年3月31日)

単位:円

科 目	浄化槽普及啓 発・検査事業	計量証明事業	資格講習受託・ 用紙等販売事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
1 基本財産運用益	0	0	0	100,000	100,000
2 特定資産運用益	0	0	0	550,000	550,000
3 受取入金	35,000	0	0	35,000	70,000
4 会費収入	1,400,000	0	0	1,400,000	2,800,000
5 事業収益	638,565,000	132,765,000	12,170,000	0	783,500,000
6 受取補助金等	1,250,000	1,250,000	0	0	2,500,000
7 雑収益	0	0	0	110,000	110,000
経常収益計	641,250,000	134,015,000	12,170,000	2,195,000	789,630,000
(2) 経常費用					
事業費・管理費					
1 役員報酬	6,560,000	895,000	149,000	7,306,000	14,910,000
2 給料手当	229,620,000	29,370,000	2,670,000	5,340,000	267,000,000
3 臨時雇賃金	2,394,000	456,000	0	0	2,850,000
4 退職給付費用	4,300,000	550,000	50,000	100,000	5,000,000
5 福利厚生費	45,580,000	5,830,000	530,000	1,060,000	53,000,000
6 会議費	-	-	-	1,060,000	1,060,000
7 旅費交通費	21,500,000	2,750,000	250,000	500,000	25,000,000
8 通信運搬費	9,000,000	800,000	100,000	100,000	10,000,000
9 減価償却費	31,600,000	8,000,000	0	400,000	40,000,000
10 消耗什器備品費	2,610,000	116,000	0	174,000	2,900,000
11 消耗品費	8,800,000	880,000	1,210,000	110,000	11,000,000
12 修繕費	4,806,000	486,000	0	108,000	5,400,000
13 印刷製本費	7,392,000	704,000	352,000	352,000	8,800,000
14 燃料費	2,885,000	9,000	3,000	3,000	2,900,000
15 水道光熱費	5,950,000	931,000	42,000	77,000	7,000,000
16 賃借料	9,520,000	840,000	3,080,000	560,000	14,000,000
17 保険料	1,382,000	147,000	2,000	19,000	1,550,000
18 諸謝金	3,956,000	506,000	46,000	92,000	4,600,000
19 租税公課	8,085,000	5,880,000	44,000	691,000	14,700,000
20 支払負担金	4,140,000	135,000	5,000	220,000	4,500,000
21 支払寄付金	0	0	0	20,000	20,000
22 委託費	111,580,000	47,502,000	159,000	159,000	159,400,000
23 検査啓発推進費	100,280,000	8,720,000	0	0	109,000,000
24 渉外費	100,000	0	140,000	1,760,000	2,000,000
25 支払手数料	1,575,000	462,000	0	63,000	2,100,000
26 雑費	0	0	0	100,000	100,000
経常費用計	623,615,000	115,969,000	8,832,000	20,374,000	768,790,000
当期経常増減額	17,635,000	18,046,000	3,338,000	△ 18,179,000	20,840,000
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
特定資産取崩(減価償却)					23,800,000
(2) 経常外費用					
オフコン改良費					23,800,000
当期経常外増減額					0
当期一般正味財産増減額					20,840,000
一般正味財産期首残高					1,345,048,970
一般正味財産期末残高					1,365,888,970
II 指定正味財産増減の部					
指定正味財産期首残高					0
指定正味財産期末残高					0
III 正味財産期末残高					1,365,888,970

新公益法人制度改革における移行後の法人の選択について

当協会の公益法人制度改革における移行後の法人の選択については、平成19年3月の理事会において、公益法人へ移行認定申請することが決議されておりました。

その後、平成20年5月に公益認定等の審査を行う内閣府及び公益認定等委員会から新法律の解説・運用等などについてのガイドラインが示され、特に財務関係では認定基準の数値化が要求されました。

この公益認定の取得・申請に關しての作業が複雑、専門的なことから、現状分析等をコンサルタント会社に依頼し、昨年9月には、現状分析の解説のための役員セミナーを開催しました。

これを受け、今回の理事会において、一般財団法人として認可申請することとされました。

なお、一般財団法人に移行した場合でも公益財団法人への変更は可能であることから、将来的には公益財団法人を目指すこととしております。

これまでの協会の主な作業経過		
1	平成18年03月	公益法人制度改革関連3法公布
2	平成18年10月	理事セミナー 「公益法人改革関連3法の概要について」
3	平成19年03月	理事会承認 「公益法人への移行認定」
4	平成20年12月	公益法人改革関連3法施行
5	平成21年03月	理事会承認 「最初の評議員の選任方法について」 「最初の評議員選任委員会に提出する評議員候補者の推薦について」
6	平成21年05月	理事会承認 「定款の変更の案」 「代表理事の選任」 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」
7	平成21年06月	理事セミナー 「現状分析の解説」
8	平成22年01月	県認可 「最初の評議員の選任方法について」
9	平成22年02月	選任委員会 「最初の評議員決定」
10	平成22年09月	理事セミナー 「移行後の法人の選択について」
11	平成22年03月	理事会承認 「一般法人認可申請への切替承認」

4月1日から事務局の組織が変わります

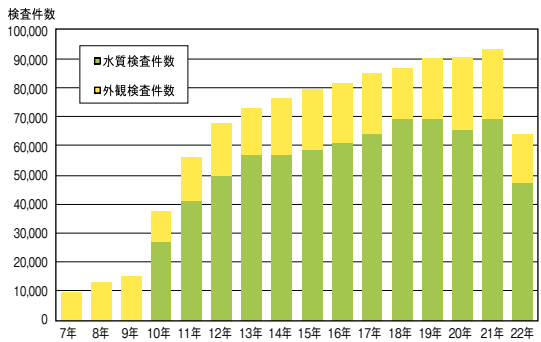
現在、当協会では、設置基数把握事業やネットワーク化事業等の大きな事業を総務部情報管理課と事業企画部事業企画課の両課共同で実施しており、今後も共同事業の継続が予想されること、また情報管理の徹底と浄化槽の普及啓発事業等に充実した取り組みができる体制を構築するため、両課を統合し、併せて統合後の部及び課の名称を「情報管理・企画部 情報管理・企画課」に改正します。



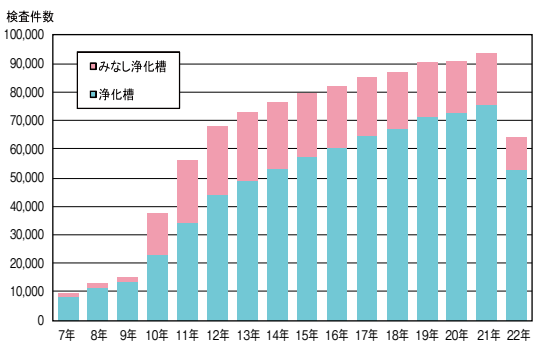
事業報告 クロスチェック委員会の開催

平成23年1月27日(木)に平成22年度第3回定期検査クロスチェック委員会を開催しました。
今回は、平成22年8月から11月までの11条検査の実施状況、指定採水員による適正な採水状況、スクリーニング検査の実施状況についての審査が行われました。
委員会の資料(抜粋)は、以下のとおりです。

11 条検査 検査実績推移



浄化槽／みなし浄化槽別検査件数



センター別スクリーニング検査基数(8～11月)

センター名	8月	9月	10月	11月	合計
福岡	65	45	47	51	208
筑後	75	72	88	93	328
筑豊	56	45	90	96	287
合計	196	162	225	240	823
検査基数	5,655	6,002	6,613	6,749	25,019
発生率	3.47%	2.70%	3.40%	3.56%	3.29%

※スクリーニング検査とは、BODが一定基準を超過した場合などに行うもの。

センター別現地調査基数(8～11月)

センター名	8月	9月	10月	11月	合計
福岡	0	0	0	1	1
筑後	0	2	1	1	4
筑豊	0	0	0	2	2
合計	0	2	1	4	7
検査基数	5,655	6,002	6,613	6,749	25,019
発生率	0.00%	0.03%	0.02%	0.06%	0.03%

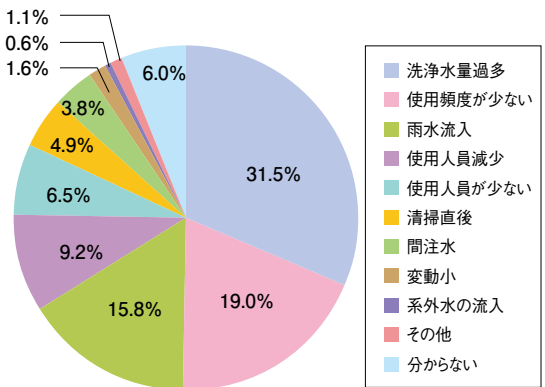
※現地調査とは、塩化物イオン濃度が一定基準を下回った場合などに行うもの。

指定採水員への聞き取り調査結果

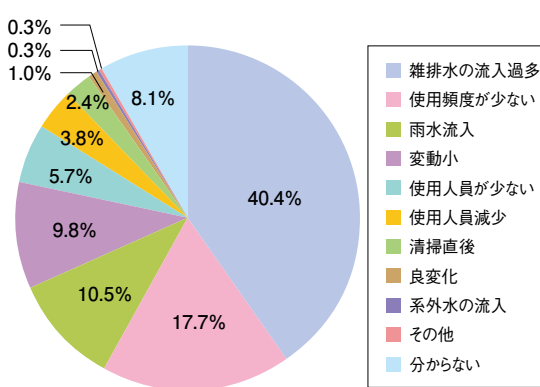
採水された試料の塩化物イオン濃度の結果から、一定基準以下のものについては、指定採水員に対し当該浄化槽の状態について聞き取り調査を行っております。

8月～11月の聞き取り調査結果は、次のとおりです。

みなし浄化槽



浄化槽



事業報告 指定採水員指定講習会の開催

平成23年2月15日(火)に篠栗町のクリエイト篠栗において、指定採水員指定講習会を開催しました。

今回の受講者は、新規23名、更新4名、行政関係者2名の合計29名で、講習会終了後、採水員指定書及び指定採水員証明書を交付しました。あわせて、採水員手帳2011年版も配布しました。

指定採水員となられた方々には、指定採水員としての自覚と責任を持って検査試料の採水をされるようお願い致します。

平成23年3月末の指定採水員数は次のとおりです。

地 区	福岡	筑後	筑豊	合計
指定採水員数(人)	194	252	290	736



福岡県環境部廃棄物対策課 中津主任技師による講義

事業報告 福岡県浄化槽推進協議会筑豊ブロック会議に講師派遣

県内の市町村で構成されている福岡県浄化槽推進協議会では、毎年各ブロックにおいて、市町村の浄化槽担当職員を対象とした研修会が開催されています。

平成23年2月14日に直方市中央公民館で開催された5市8町からなる筑豊ブロック会議に当協会職員を講師として派遣し、「法定検査の評価について」と題して講演を行いました。

当協会では、法定検査を推進する観点から、今後も積極的に当協会職員を講師として派遣することとしています。



筑豊ブロック会議のようす

事業報告 自然地域トイレし尿処理技術実証試験に伴う試料採取を実施



山岳トイレ
外観



山岳トイレ
内観

環境省では、平成22年度環境技術実証事業として、インフラ整備が困難な自然地域(山岳地等)の環境に資する適正なし尿処理技術の普及を促すため、既に実用段階にあるし尿処理技術について、その環境保全効果を客観的に実証し情報公開を行っています。

筑豊の福智山9合目に設置されているバイオトイレ(山岳トイレ)において実証試験が行なわれ、当協会でも、試験機関である財団法人日本環境整備教育センターの依頼により、昨年10月から本年3月までの間、便器下の処理槽内部に充填されている汚水等を吸着させるバイオチップの採取等を実施しました。

実証試験結果については、今後、環境省環境技術実証事業のホームページ等で公開される予定です。

平成23年3月1日

浄化槽設備士試験及び浄化槽設備士講習にかかる 新たな実施機関の指定について（お知らせ）

浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽設備士試験及び浄化槽設備士講習については、これまで財団法人浄化槽設備士センター（以下「設備士センター」という。）が、指定機関として試験事務及び講習業務（以下「試験事務等」という。）を行ってきましたが、平成22年5月に行われた事業仕分けにおいて、「平成22年度中の実施主体の見直し（及び受験者・受講者負担の低減）」との評価結果となったところ です。

この結果を受けた来年度以降の試験事務等の実施主体の見直し等の対応に関し、今般、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成13年国土交通省・環境省令第4号）第5条及び第14条で定める指定試験機関及び指定講習機関について、設備士センターに対する指定を取消すとともに、新たに財団法人日本環境整備教育センターを指定することとなりましたので、お知らせします。

指定試験機関及び指定講習機関の指定日 平成23年3月1日

平成23年3月8日

浄化槽法施行令の一部を改正する政令案について（お知らせ）

浄化槽設備士試験を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第50条の規定に基づき、同法施行令（平成13年政令第310号）において定められているところです。

今般、浄化槽設備士試験の指定機関を平成23年3月1日付けで見直したことに伴い、受験1件あたりの試験事務費用の低下が見込まれることから、受験者の負担の軽減を図るため、浄化槽設備士試験の手数料を見直すことといたしました。

1. 改正の概要

浄化槽法施行令第3条第1項第4号に定める浄化槽設備士試験の受験手数料の額を23,600円から22,500円に変更するものです。

2. スケジュール

閣 議：平成23年3月8日（火）

交付・施行：平成23年3月11日（金）

お知らせ

住宅着工戸数について

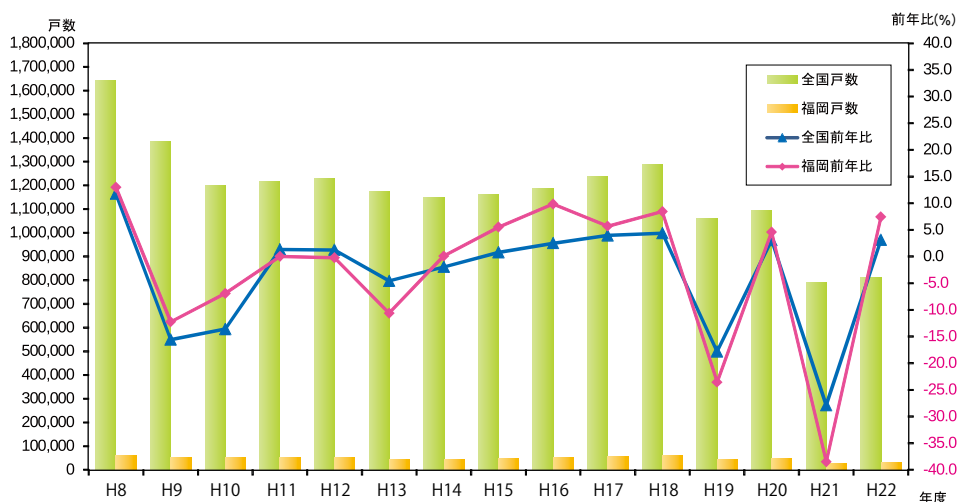
国土交通省の建築着工統計調査報告(平成23年1月31日発表分)によりますと、平成22年の全国新築住宅着工戸数は、昨年42年ぶりに100万戸の大台を割るといった大幅な減少をみせ788,410戸でありましたが、今年は増加に転じ、前年比3.1%増の813,126戸となりました。

福岡県内においても、前年の全国新築住宅着工戸数が28,997戸であったものが、今年は31,156戸となり、前年比7.4%増となりました。

また、社団法人浄化槽システム協会発表の浄化槽出荷台数推移表によりますと、去年は前年比13.1%減の143,421基であったものが、今年は前年比2.1%減の140,441基となり、浄化槽出荷台数にも下げ止まりの兆しが伺えます。

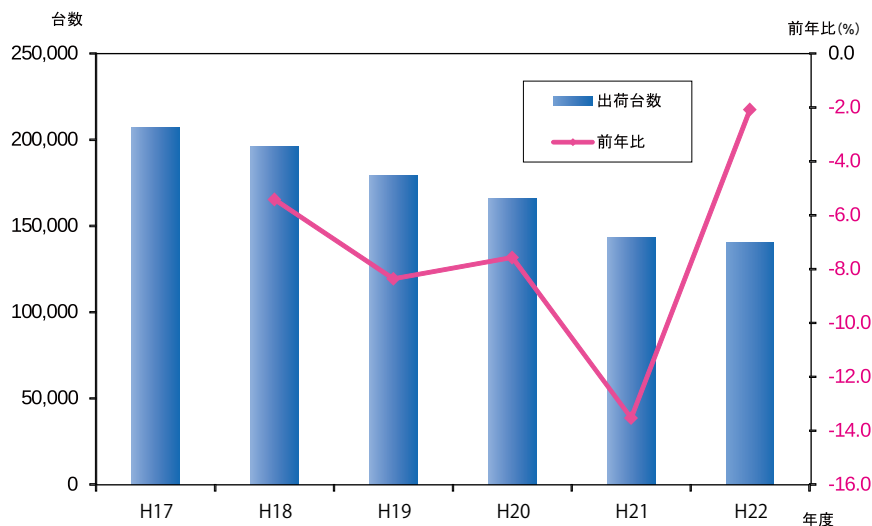
全国及び福岡県内の新築住宅着工戸数の推移

(国土交通省：建築着工統計調査報告)



全国の浄化槽出荷台数の推移

(社団法人浄化槽システム協会：出荷台数推移表)



お知らせ

福岡県の水洗化人口について

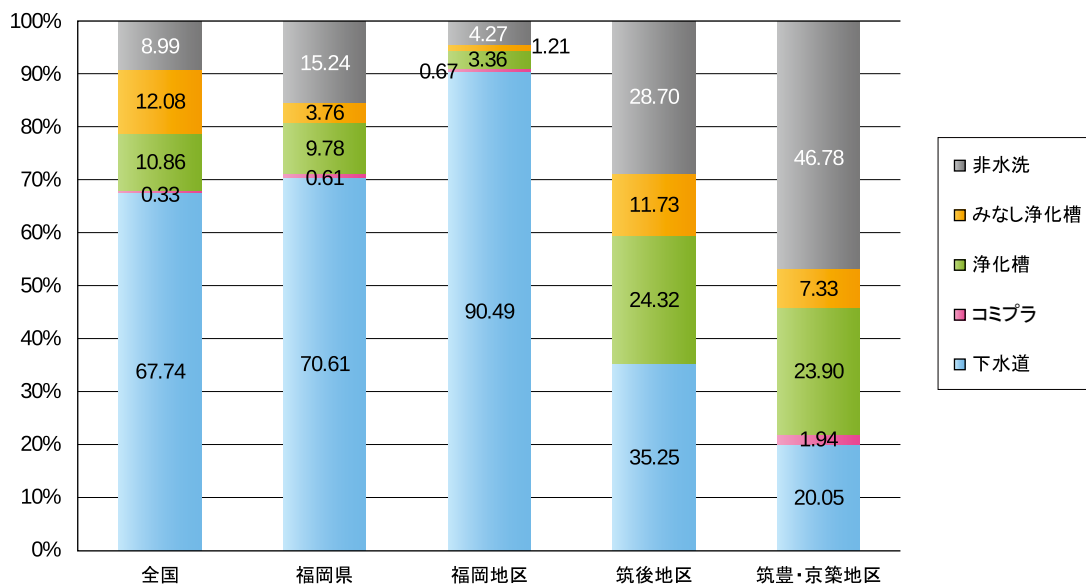
環境省の日本の廃棄物処理（平成20年度版：平成23年2月20日）及び福岡県環境白書（平成22年度版）によりますと、全国及び福岡県内の水洗化人口内訳は、グラフのとおりであり、福岡県では、みなし浄化槽の割合が全国の割合に比べ少なくなっています。

さらに、県内を北九州市及び大牟田市を除いた地区別（福岡地区、筑後地区、筑豊・京築地区）で見ると、福岡地区では下水道の割合が高いものの、筑後地区及び筑豊・京築地区では浄化槽の割合が下水道並みに高く、非水洗化の割合も高くなっています。

なお、福岡県内各市町村別の水洗化人口内訳では、市町村によって浄化槽や下水道の整備状況に大きな差があることが確認できます。

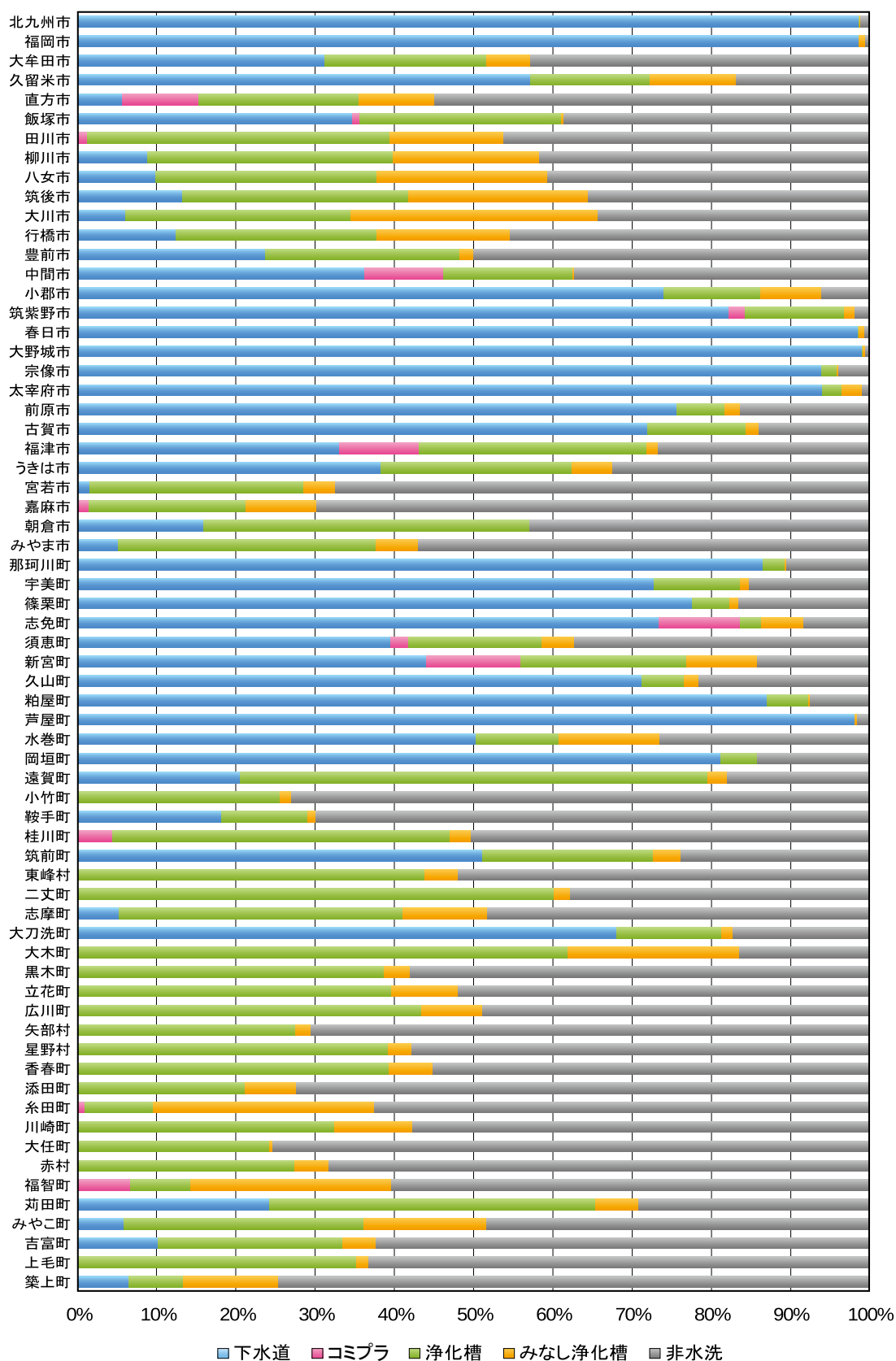
全国及び福岡県、福岡県内地区別の水洗化人口内訳

（環境省：日本の廃棄物処理 平成20年度版）



福岡県内各市町村の水洗化人口内訳

(環境省：日本の廃棄物処理 平成 20 年度版)



お知らせ

平成23年度浄化槽関係試験・講習日程表

平成23年度開催分については、次のとおり予定しております。

試験・講習名	料 金	実施期間	会 場	取扱機関
設備士国家試験	22,500円	平成23年7月10日(日)	純真学園大学 福岡市南区筑紫丘1-1-1 tel(092)541-1512	(財)日本環境整備教育センター 東京都墨田区菊川2-23-3 tel(03)3635-4880
設備士講習	86,700円	平成24年1月23日(月)～27日(金)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代1-2-4 tel(092)651-5553	
管理士講習	129,700円	平成23年6月13日(月)～25日(土)	サンマリン福岡 福岡市東区箱崎4-36-18 tel(092)641-5060	
		平成23年9月26日(月)～10月8日(土)		
		平成24年2月27日(月)～3月10日(土)		
管理士国家試験	20,200円	平成23年10月23日(日)	南近代ビル 福岡市博多区博多駅南4-2-10 tel(092)431-4343	
技術管理者講習	49,000円	平成23年12月14日(水)～16日(金)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代1-2-4 tel(092)651-5553	

お知らせ

新規入会員の紹介

4月1日付で、新たに入会された法人をご紹介します。

保守点検業部会

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

指定番号	事業所名	代表者名	住 所	TEL・FAX
170	(有)深田環境衛生	深田 芳美	〒820-0016 飯塚市菰田東2-18-8	0948-22-0273 0948-29-1488

清掃業部会

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

指定番号	許可 市町村	事業所名	代表者名	住 所	TEL・FAX
142	飯塚市 嘉麻市	(有)深田環境衛生	深田 芳美	〒820-0016 飯塚市菰田東2-18-8	0948-22-0273 0948-29-1488

その他

測定項目機器のご紹介 (3)

今回は、筑後検査センターに導入したBOD測定用全自動希釈装置を紹介します。

浄化槽放流水のBODを測定する場合、信頼性のある測定値を得るため、適正な濃度に希釈する必要があります。

全自動希釈装置は、分析作業の中で唯一自動化されにくい検体の希釈を可能にした装置で、業務の効率化に極めて効果的な装置です。

1号機は平成19年10月に導入しました。検体を装置の所定の場所にセットし、希釈倍率をパソコンに入力すると、自動的に指定した希釈倍率に希釈します。

1号機は1カセット(8検体)を13分で希釈しますが、本年2月に導入した2号機は、さらに改良され、1カセットを10分で希釈することができます。

ちなみに、1日に7時間希釈装置を稼働させた場合、1号機は32カセット(256検体)、2号機は42カセット(336検体)を処理することができます。

全自動希釈装置 (2号機)



検体容器から試料を自動で採取



希釈後の検査試料

その他

浄化槽 Q & A

Q

設置者より浄化槽ブロワ(送風機)の電気料金について問われることがあります。
昨今では、省エネタイプブロワという言葉をよく耳にしますが、省エネタイプブロワと旧タイプブロワの違いについて教えてください。

A

現在、販売されている省エネタイプブロワと旧タイプブロワの一番の違いは消費電力です。
例えば、風量が60L／分と同じブロワの消費電力を比較すると、省エネタイプは約48W、旧タイプが約64Wとなり、省エネタイプのブロワは、消費電力が少なく電気代が安価となり経済的で、二酸化炭素の排出量も少なくなっています。

電気料金の概算方法

$$1\text{ヶ月あたりの電気代} \div \frac{\text{消費電力(W)} \times 24\text{時間} \times 30\text{日} \times \text{電力料金単価(円/kwh)}}{1,000}$$

その他

法定検査の不適正事例

浄化槽法第7条検査において「不適正」と判定した事例を紹介します。



臭突口と流入口のようす



浄化槽上部のようす

状 況

汚水の流入管が臭突口と流入口に接続されています。

不適正の理由

本来、臭突口は防臭対策時に沈殿分離槽あるいは嫌気ろ床槽の流入部に、臭突管を接続するための排気口として設けられています。

一次処理に複数箇所からの汚水が流入すると、汚泥の沈殿分離やろ材の固形物捕捉等の正常な機能を妨げる恐れがありますので、不適正となります。

改善方法など

臭突口に接続されている排水配管を流入口に繋ぎ直すことが必要となります。

また、この事例においては、スラブ上に送風機が設置され維持管理上支障があるため、送風機の設置場所を変更する必要があります。

その他

人事異動のお知らせ

平成23年4月1日付で人事異動を行いました。

事務局



情報管理・企画課
安部 隆

福岡検査センター



水質検査課長
松尾 康弘



水質検査課副課長
栗田 光成



水質検査課
本山 武浩

福岡検査センター



水質検査課
藤井 直樹

筑後検査センター



水質検査課参事
諸富 文昭



水質検査課
平田 彰宏



水質検査課長
秋吉 重信

筑豊検査センター



水質検査課副課長
舟津 裕史



水質検査課参事
渡辺 正幸



法定検査課
浅野 隆二



法定検査課
山田 耕作

その他

第15回アジアカップひろしま国際ソフトテニス大会に奥村君出場!

さる3月12日から13日にかけて広島市で開催された「第15回アジアカップひろしま国際ソフトテニス(軟式テニス)大会」に筑後検査センターの奥村君が出場しました。

参加国はロシア、韓国、中国、台湾、モンゴル、インドネシア、日本の7カ国で、日本は各地方から100チームが参加しました。福岡県からは奥村君を含む6人が選抜され参加しましたが、奮闘の甲斐なく3回戦で敗退しました。

なお、優勝はNTT西日本チームでした。



写真右手が奥村君。左手はインドネシアの選手。

ふるさと 百景

藤江氏魚楽園

田川郡川崎町



田川郡川崎町にある藤江氏魚楽園は、水墨画家・禅僧「雪舟」がこの地を遍歴した際に作った古庭園です。

魚楽園の名称は、詩経の中の大雅篇中より「魚樂しければ人又樂し、人又樂しければ魚又樂し」という文から名付けられました。

英彦山にある旧亀石坊の庭園と並んで他にない屈指の古庭園であり、昭和30年に福岡県、昭和53年には国の名勝庭園に指定されました。



編集後記

今回の会報で、住宅着工戸数や浄化槽出荷台数の推移、水洗化人口について、発表された資料をもとに取りまとしてみました。

集計を終えてみて、県内の筑後地区及び筑豊・京築地区では、浄化槽のシェアが全国平均の倍以上を占めていることや、非水洗化人口が多く残っていることが確認できましたので、今後も浄化槽整備による生活排水処理計画が推進されるだろうと期待していますし、協会としても浄化槽の普及啓発に力を注いでいきたいと思えます。(S)

2011
春号
No.119

かいほう

発行年月日：平成23年4月1日

発行所：財団法人 福岡県浄化槽協会

〒811-2412

福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2

TEL.(092)947-1800

FAX.(092)947-3636

発行人：三浦 正吏

ホームページ：http://www.fjkyo.or.jp/